

お知らせ

記者発表資料 | 令和8年3月24日（火）

『国営備北丘陵公園特定運営事業』を 特定事業として選定しました

中国地方整備局は、令和7年12月10日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、「国営備北丘陵公園特定運営事業」に関する実施方針を公表しました。

今般、同法第7条の規定に基づき、同事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

◆公表先：<https://www.cgr.mlit.go.jp/order/pfi/bihoku/tokutei.html>

◆特定事業の概要やこれまでの検討内容は、
次の中国地方整備局 建政部のホームページよりご覧いただけます。
<https://www.cgr.mlit.go.jp/kensei/index.html>

◆事業の概要

- 事業名：国営備北丘陵公園特定運営事業
- 事業方式：PFI法第2条第6項に規定するコンセッション事業
- 事業内容：国営備北丘陵公園の管理運営

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）（平日・昼間）

建政部 都市・住宅整備課長 なか中 ふる古 あつ淳 のり法（内線 6161）

【担当】建政部 都市・住宅整備課長補佐 うえ植 な奈 お央 こ子（内線 6163）